様式第２の１号の２

是正勧告書

平成 29 年 7 月 10 日

株式会社 高山レストラン
代表取締役　高山太郎　殿

高山労働基準監督署
労働基準監督官　　高山次郎　印

貴事業場における下記労働基準法、安全衛生法、違反及び自助車運転者の労働時間等の改善のための基準違反については、それぞれ所定期日までに是正の上、遅滞なく報告するように勧告します。なお、法条項に係る法違反（罰則のないものを除く。）については、所定期日までに是正しない場合又は当該期日前であっても当該法違反を原因として労働災害が発生した場合には、事案の内容に応じ、送検手続きをとることがあります。

また、「法条項等」欄に□印を付した事項については、同種違反の繰り返しを防止するための点検責任者を事項ごとに指名し、隔日に点検補修を行うよう措置し、当該措置を行った場合にはその旨を報告してください。

違反法条項等 指導事項番号	違反事項	是正期日
労働基準法第 15 第 1 項	労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間等の法定事項を書面で提示していないこと。	今後
労働基準法第 40 条 第 1 項第 2 項	時間外労働に関する協定届を締結し、これを所轄労働基準監督署へ届け出ていないのにもかかわらず、法定労働時間を越えて労働させていること。	即日
労働基準法第 37 第 1 項	時間外労働に対し２割５分、休日労働に対し３割５分以上の率で計算した割増賃金を支払っていないこと。 （不足額については平成 29 年 3 月 21 日に波及して支払うこと）	29 年 8 月 31 日
最低賃金法第 4 条	東京都最低賃金法の適用を受ける労働者 髙山花子に対し東京都最低賃金（平成 28 年 9 月 1 日より 932 円）以上で計算した賃金を支払っていないこと。（不足額については平成 29 年 3 月 21 日に波及して支払うこと）	29 年 8 月 31 日